

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20231010	下津井電鉄株式会社 (法人番号1260001003330) 代表者永山久仁彦	岡山県岡山市北区大元駅前3番61号	本社営業所	岡山県岡山市北区大元駅前3番61号	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法(以下「法」)第16条第1項	令和5年8月16日、事業計画に定める業務の確保を行っていなかった旨の自己申告を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)	2	2
20231026	船木鉄道株式会社(法人番号6250001003987) 代表者田中敬一	山口県宇部市船木980番地	船木営業所	山口県宇部市大字船木柿ノ木田977番地1号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第12条第1項及び法27条第3項	令和5年2月1日、同年2月28日及び同年3月28日、情報提供があったこと、同一区分の事故を3年間に3回惹起したこと、事業規模の拡大を行ったことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送約款の公示義務違反(法第12条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項及び第4項)、(4)運転基準図の記載事項義務違反(運輸規則第27条第1項)、(5)運転基準図による運転者への指導義務違反(運輸規則第27条第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	4